

現状・課題

【現状】

- **博物館法（1951年制定、制定から約70年）**
 - ・社会教育施設として、資料の**①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究**を行う機能
 - ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の**登録・相当施設の指定を制度化**
 - ・学芸員等の専門的職員の**人材養成を推進**（登録博物館のメリット）
 - 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
 - 特別交付税の申請が可能
 - 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
 - 美術品補償制度の利用が可能
 - 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

- **設置形態の多様化**
 - ・約200館（1951年）
 - 約5,700館（2018年時点）
 - ※約70年で30倍に増加
 - ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化
- **博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化**
 - ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
 - ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
 - ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等2）